

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の変更 (会計課)	837
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定 (高齢者支援課)	〃
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の廃止 (〃)	838
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃

公 告	
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城南土木事務所)	838
府 議 会	
○府議会定例会の閉会	839
○決算特別委員会の設置及び同委員の選任	〃
○意見書	〃
公 安 委 員 会	
○京都府道路交通規則の一部を改正する規則	〃

告 示

京都府告示第573号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者から変更の届出があった。

令和6年11月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指定公金事務取扱者の名称	住所又は事務所の所在地	変更年月日
35	新 株式会社エスワイ	新 福知山市字篠尾995の23	令 6.10.1
	旧 株式会社園部安全自動車学校	旧 〃 字内記51	

京都府告示第574号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人を次のとおり指定した。

令和6年11月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

事務所の名称及び所在地	指定申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社パーソル京都訪問調査室 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビルディング7階	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 東京都江東区豊洲3の2の20 豊洲フロント7F 代表取締役社長 市村 和幸	令 6.10.1	要介護認定調査事務	無

京都府告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人から、次のとおり廃止の届出があった。

令和6年11月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

事務所の名称及び所在地	指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
パーソルテンプスタッフ株式会社 パーソル京都訪問調査室 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビルディング7階	パーソルテンプスタッフ株式会社 東京都渋谷区代々木2の1の1 新宿マインズタワー28階 代表取締役社長 木村 和成	令 6. 9. 30	要介護認定 調査事務	無

京都府告示第576号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

与謝郡与謝野町字明石小字釜谷1623の1、1624から1629まで、小字谷ヤ7026の1、小字鎌谷7037の2、7037の3、7039（次の図に示す部分に限る。）、7040、小字滝谷7042の2（次の図に示す部分に限る。）、7044の1、7046

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字釜谷1623の1・1624から1628まで・小字鎌谷7037の2・7040（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。

京都府告示第577号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和6年11月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

京都市左京区久多川合町地内

2 測量の期間

令和6年11月11日から令和7年3月14日まで

3 測量の種類

公共測量（基準点測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年11月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前51の1、51の

3

(関連区域)

乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前13の2の一部、51の2の一部、51の4、51の5、53の2の一部、53の4の一部、85、府有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

向日市上植野町落堀17の1
四辻木材興業株式会社

2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

木津川市木津奈良道5、6

(関連区域)

市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

寝屋川市香里新町28の30
株式会社創レジデンシャル

府 議 会

1 府議会定例会の閉開

令和6年9月12日に招集された9月府議会定例会は、令和6年11月11日閉会した。

2 決算特別委員会の設置及び同委員の選任

令和6年10月3日決算特別委員会を設置し、同委員を次のとおり選任した。

なお、同委員会は、令和6年11月11日の本会議における付託議案の議決をもって消滅した。

決算特別委員会

委員長	岡 本 和 徳
副委員長	兎 本 和 久
〃	家 元 優
〃	酒 井 常 雄
幹 事	浜 田 良 之
〃	山 口 勝

委 員	田 中 英 夫
〃	片 山 誠 治
〃	池 田 正 義
〃	中 村 正 孝
〃	磯 野 勝
〃	宮 下 友 紀 子
〃	青 木 義 照
〃	田 島 祥 充
〃	瀧 脇 正 明
〃	小 卷 久 美
〃	大 澤 彰 久
〃	畑 本 久 仁 枝
〃	西 山 龍 夫
〃	筆 保 祥 一
〃	楠 岡 誠 広
〃	西 條 利 洋
〃	島 田 敬 子
〃	成 宮 真 理 子
〃	水 谷 修
〃	森 吉 治
〃	増 田 大 輔
〃	池 田 輝 彦

3 意見書

令和6年10月3日次の意見書を可決した。

- (1) 能登半島を襲った災害からの早期復旧・復興に向けた取組を求める意見書
- (2) 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書
- (3) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策の強化を求める意見書
- (4) 私学助成の充実強化等に関する意見書
- (5) 公立高等学校の教育環境の充実等に関する意見書
- (6) 女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書
- (7) 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月22日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第9号

京都府道路交通規則の一部を改正する規則

京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の3中「別表第1の3」の右に「申請又は届出の種別の欄」を加え、「交付」を「交付等」に、「その手続をする者の住所地を管轄する」を「それぞれ同表経由可能署長の欄に掲げる」に改める。

第23条の4第15項中「京都府警察自動車運転免許試験場又は警察署（舞鶴警察署東庁舎、右京警察署京北交番並びに京丹後警察署網野交番及び久美浜交番を含む。）において手続をする場合にあつては別記様式第18号の10の受講申請書を、京都駅前運転免許更新センターにおいて手続をする場合にあつては」を削る。

第24条の18を第24条の19とし、第24条の17を第24条の18とし、第24条の16を第24条の17とする。

第24条の15中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第24条の16とする。

第24条の14の5の次に次の1条を加える。

（運転経歴証明書に関する申請先等）

第24条の15 運転経歴証明書の交付の申請、記載事項の変更の届出、再交付の申請及び返納は、直接公安委員会から交付等を受けるものを除き、各署長を経由して行うことができる。

別表第1の3を次のように改める。

別表第1の3（第14条の3関係）

番号	申請又は届出の種別	経由可能署長	根拠条項
1	京都市域（京都市内並びに向日町、宇治、城陽、八幡及び田辺警察署の管轄する区域をいう。以下同じ。）以外に住居を有する者の免許の申請（ただし、外国の行政庁の免許を有する者が免許試験の一部免除を受けようとする場合の申請を除く。）	京都市域外の各署長	法第89条第1項
2	自動車種類限定及び条件変更の申請	各署長	法第91条又は第91条の2
3	免許証更新の特例の申請（ただし、京都市域（左京区及び右京区の一部の区域を除く。以下同じ。）に住居を有する者の申請については、法第108条の2第1項第12号に規定する講習又は同条第2項に規定する講習（令第37条の6第2号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。以下同じ。）を受講済みの者に限る。）	各署長	法第101条の2第1項
4	免許の取消し及び一部取消しの申請	各署長	法第104条の4第1項
5	免許証の返納	各署長	法第107条第1項第2号若しくは第3号又は法第107条の10第1項
6	緊急自動車の運転資格の審査の申請	各署長	令第32条の2、第32条の3、第32条の3の2、第32条の4又は第32条の5
7	免許証記載事項変更の届出	各署長	法第94条第1項
8	免許証の効力を失った者の特例の申請（ただし、京都市域に住居を有する者の申請については、法第108条の2第1項第12号に規定する講習又は同条第2項に規定する講習を受講済みの者に限る。）	各署長	法第97条の2第1項第3号
9	免許の取消しを受けた者の特例の申請（ただし、京都市域に住居を有する者の申請については、法第108条の2第1項第12号に規定する講習又は同条第2項に規定する講習を受講済みの者に限る。）	各署長	法第97条の2第1項第5号
10	免許証の再交付申請	各署長	法第94条第2項
11	免許証の更新の申請（ただし、京都市域に住居を有する者の申請については、法第108条の2第1項第12号に規定する講習又は同条第2項に規定する講習を受講済みの者に限る。）	各署長	法第101条第1項
12	国外運転免許証の申請	舞鶴署長	法第107条の7

別記様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第20条関係）

運転免許試験合格決定取消通知書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 年 月 日 京都府公安委員会 印 </div>					
殿 道路交通法第97条の3第1項の規定により下記の試験に係る合格の決定を取り消したので通知します。					
受 験 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">住 所</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	住 所		氏 名	
住 所					
氏 名					
運 転 免 許 の 種 類					
試 験 合 格 年 月 日					
取 消 し の 理 由					
備 考					
<p>（教示事項）</p> <p>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>					

別記様式第18号の10を次のように改める。

様式第18号の10 削除

別記様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第24条関係）

運転免許証返納書																				
年 月 日																				
京都府公安委員会 殿																				
氏名																				
住 所																				
氏 名						生年月日								年 月 日						
免許証の番号		第 号 年 月 日 公安委員会交付																		
免許の 種 類		第 一 種	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	第 二 種	大 型	中 型	普 通	大 特	け ん 引	まで有効	
返納理由																				
※ 欠格期間 年														整理番号						

別記様式第39号を次のように改める。

様式第39号（第24条の16関係）

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書										第 号	
京都府公安委員会 殿								年 月 日			
フリガナ		氏 名		生年月日		年 月 日					
電話番号											

備考 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。
 2 運転経歴証明書は、運転経歴証明書申請前5年以内に全部の免許の取消しの申請をし、現にすべての免許を取り消されている方又は免許証の更新を受けなかった方（免許が失効する前に取消しの基準に該当している方等を除く。）に交付します。
 3 運転経歴証明書の更新は必要ありませんが、住所等に変更が生じた場合には届け出て、変更事項の記載を受けてください。
 4 紛失、記載事項の変更等の場合には再交付申請をすることができます。

----- この線からは記載しないこと -----

《免許証の写し》

(表)	┆	(裏)
-----	---	-----

申 請 理 由		申請取消 ・ 失効																	
申請取消受理番号		申請取消取扱所属				署		取扱者											
申請取消(失効)年月日		年 月 日		経歴証明書取扱所属				署		取扱者									
運 転 経 歴 の 内 容	生年月日	年 月 日		番 号															
	交付日	年 月 日		照 会 番 号															
	住 所																		
	区 分	1 ・ 2 ・ 3																	
取得年月日		免許の種類 (○印のもの)		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	
二・小・原	年 月 日			型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二	
そ の 他	年 月 日																		
第 二 種	年 月 日																		
				写 真 (縦 3.0cm× 横 2.4cm) 撮影正面・上三分身 無帽・無背景				経歴証明 書受領欄		交付年月日		年 月 日							
										交付時刻		時 分							
申請取消年月日の確認				1 取消通知書 2 試験課のデータ 3 取消年月日															

別記様式第40号を次のように改める。

様式第40号（第24条の17関係）

府内・府外

運転経歴証明書記載事項変更届（登録票）

年 月 日

京都府公安委員会 殿

※ 太枠内を記入してください。（代理人の方のみ、代理人欄も記入してください。）

本人氏名		電話	
代理人氏名	続柄()	電話	
代理人住所			

次の枠内は、変更する事項のみ記入してください。

フリガナ	
新氏名	
新住所	〒 -
その他	

備考 経歴証明書の写しを添付してください。

変更事項	フリガナ		生年月日		年	月	日																					
	氏名																											
氏名	住所																											
	現に交付を受けている運転経歴証明書	交付	年 月 日																									
住所	経歴証明書番号	第	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																								号	交付公安委員会
		公安委員会																										
その他訂正	免許年月日	第一種免許	二・小・原	年 月 日																								
		その他	年 月 日																									
	第二種免許		年 月 日																									
	免許の種類		大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 中 自 自 特 引 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二																									
		(該当するものを○で囲んでください。)																										

資料区分	住所	氏名	住所+氏名	呼び名修正
記載変更 51	1	2	3	8
生年月日・性別修正 50				

登録番号 _____

受付所属	取扱者印	登録者印

別記様式第41号を次のように改める。

様式第41号（第24条の18関係）

運転経歴証明書再交付申請書

京都府公安委員会 殿

※申請者は太線の枠内を記入してください。

資料区分	
------	--

申請日	年 月 日
-----	-------

フリガナ					生	大正			
氏 名					年	昭和	年	月	日
					月	平成	年	月	日
					日	令和			
住 所	〒 —								
電 話 番 号	— —								
再交付理由	紛失・滅失・汚損・破損・写真変更・旧様式								
紛失等の場所・状況等	別添てんまつ書のとおり								

登録番号

申請用写真
3.0×2.4cm
6ヶ月以内
無帽、無背景
正面上三分
裏面に撮影日
氏名を記載

現に受けている運転経歴証明書

経歴証明書番号

次の枠内は、変更する事項のみ記入してください。

同 時 申 請	フリガナ									
	新 氏 名									
	新 住 所	〒 —								
	新 生 年 月 日	元	曜	職	節	年	月	日	新 性 別	男
	2	3	4	5					1	2

交付日	年 月 日
-----	-------

照会番号	—
------	---

経歴証明書受領欄	
----------	--

交付年月日	年 月 日
-------	-------

交付時刻	時 分
------	-----

交付者印	
------	--

取扱者印	登録者印
------	------

手数料納付欄

別記様式第42号中「(第24条の18関係)」を「(第24条の19関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月24日から施行する。